

業務体制表別紙2【特定販売のみを行う時間】

薬局名・店舗名： _____

1 薬局・店舗の特定販売を行う時間等

	月	火	水	木	金	土	日	計	備考
⑥ 営業時間（開店時間 + 特定販売のみを行う時間）	～	～	～	～	～	～	～		
⑦ 特定販売のみを行う時間	～	～	～	～	～	～	～		
⑧ ⑦のうち、第1類医薬品又は薬局製造販売医薬品の特定販売を行う時間	～	～	～	～	～	～	～		

2 特定販売のみを行う時間中における薬剤師・登録販売者の勤務時間

資格者の氏名	月	火	水	木	金	土	日	計	備考
【管】 薬剤師・登録販売者	～	～	～	～	～	～	～		
薬剤師・登録販売者	～	～	～	～	～	～	～		
薬剤師・登録販売者	～	～	～	～	～	～	～		
薬剤師・登録販売者	～	～	～	～	～	～	～		
薬剤師・登録販売者	～	～	～	～	～	～	～		

- 本様式は、特定販売のみを行う時間がある場合に提出すること。
- 特定販売のみを行う時間中に従事する全ての資格者について記入すること。
- 具体的な販売・勤務時間帯、販売・勤務時間数を記入すること。
- 書ききれない場合等には、適宜、様式を作成して差し支えない。

- 「1 薬局・店舗の特定販売を行う時間等」
 - ・「⑧ ⑦のうち、第1類医薬品又は薬局製造販売医薬品の特定販売を行う時間」について、「⑦ 特定販売のみを行う時間」と同じ場合は、記入を要しない。
- 「2 特定販売のみを行う時間中における薬剤師・登録販売者の勤務時間」
 - ・「薬剤師・登録販売者」について、当てはまる方を選択すること。
 - ・特定販売のみを行う時間中の勤務時間のみ記入すること。

- 特定販売を行う店舗にあつては、その開店時間の1週間の総和が30時間以上であり、そのうち、深夜（22時から翌5時まで）以外の開店時間の1週間の総和が15時間以上であることを目安とすること。
- 本県が実店舗の閉店後に特定販売を行う薬局・店舗の適切な監督を行うために、リアルタイムでやり取りができる必要な設備は、次の①～③全ての機器等（これらと同等の機能を有するもの）とします。
 - ①画像を撮影するためのデジタルカメラ等
 - ②撮影した画像を電子メールで送信するためのインターネットに接続されたパソコン等
 - ③その薬局・店舗に固定された電話機及び電話回線等